**立教セカンドステージ大学同窓会会則**

**第1章　総則**

第1条　本会は立教セカンドステージ大学同窓会と称する。

第2条　本会は本部を東京都豊島区西池袋、立教セカンドステージ大学内

　　　　に置く。

第３条　本会は会員相互の交流を通じて親睦と啓発・研究を図るとともに

　　　　大学の発展に寄与することを目的とする。

第４条　本会は前条の目的を達成するため役員会の決議により必要と認め

　　　　た活動を行うことができる。

**第２章　会員**

第５条　本会の会員は普通会員および特別会員とする。

　　　　①普通会員

　　　　　立教セカンドステージ大学の修了者および受講生で入会を希望

　　　　　する者

　　　　②特別会員

　　　　　立教セカンドステージ大学の教職員並びにその退職者で、入会

　　　　　を希望し役員会で承認された者

第6条　会員がそのメールドレス、氏名等を変更したときは、すみやかに本会に通知しなければならない。

第7条　会員が次の何れかに該当する場合は、退会したものとする。

　　　　①会員本人が退会届を提出したとき

　　　　②会員が死亡したとき

第8条　除名

　　　　会員が本会および母校の名誉を毀損したときは、役員会は決議に

　　　　より当該会員を除名することができる。

**第3章　役員**

第9条　本会の役員は下記の通りとする。

　　　　会長　　　　　1名

　　　　副会長　　　　2名

　　　　専門委員長　　各専門委員会に1名

　　　　監事　　　　　2名

第10条　役員の選任

　　　　役員は原則、本科終了後2年以内の会員より選出する。

　　　　但し、会長、並びに監事は会員総会における承認を条件に例外を

認める。

第11条　会長、副会長、専門委員長、監事の選任

１．会長は役員における互選により選出し、役員会が指名する。

　　　　２．副会長および専門委員長は会長が役員の中から適任と認めら

　　　　　　れる者を任命する。

　　　　３．監事は役員会が会員で適任と認められるものを選任する

第12条　役員の選任および任命は、会員総会において報告しなければなら

　　　　ない。

第13条　会長は本会を代表して会務を統括し、かつ会員総会および役員会

　　　　　の議長となる。

　　　　　２．副会長は会長、並びに専門委員長を補佐し、会長、または専門委員長に事故ある時はその職務を代行する。

　　　　　３．専門委員長はそれぞれの専門員会を統括し会務を執行する

　　　　　４．監事は会計および財産の状況を監査するほか、必要に応じ

　　　　　　　て役員会に出席し会務の運営について意見を述べることが

できる。

第14条　役員の任期について

　　　　　１．会長、副会長の任期は1期2年とし、会長については役員

会の承認を条件に2期4年まで延長することができる。

　　　　　２．会長、副会長が、任期途中で辞任等をする場合の後任の任

　　　　　　　期は前任の任期を引継ぐものとする。

　　　　　３．専門委員会委員長の任期は1年とし、委員長の任期到来時

　　　　　　　には前年度の副委員長がその職務を引継ぐものとする。

　　　　　４．監事の任期は2年とし、任期途中で辞任等をする場合の後

　　　　　　　任の任期は前任の任期を引継ぐものとする。

**第4章　会員総会**

第15条　会員総会

会員総会は毎年一回会長がこれを招集し、第21条第①②③⑤号

　　　に掲げる事項を会員総会で審議し、総会出席者の過半数をもって承認される。また、臨時会員総会は必要な時にはいつでも、

役員会の議決をもって会長が招集する。

**第5章　役員会**

第16条　役員会の構成

　　　　　役員会は会長、副会長および専門委員長をもって構成する。

第17条　役員会の招集と成立

　　　　　役員会は会長が必要に応じて招集し、役員総数の過半数の出席

により成立する。

第18条　役員会の職務

　　　　　役員会の職務は下記の通りとする。

　　　　　①会員総会に報告する議案を決定し、総会を主催する。

　　　　　②第21条に定める事項を審議し決定する。

　　　　　③次期の会長を指名する。

第19条　役員会の承認

　　　　　役員会の決議は議決に加わることができる役員の過半数の賛成

　　　　　により承認される。尚、特別の利害関係を有する役員は議決に

　　　　　加わることができない。

第20条　役員会の決議の省略

　　　　　役員全員が決議事項につき書面または電磁的記録により同意の

　　　　　意思表示をした時は、当該議案は承認されたと見做す。

第21条　役員会は下記の事項を審議決定する。

　　　　　①事業計画

　　　　　②収支予算

　　　　　③事業報告および収支決算報告

　　　　　④監事の選任

　　　　　⑤会則の改定

　　　　　⑥専門委員会の設置および廃止

　　　　　⑦会員の除名

　　　　　⑧特別会員の承認

　　　　　⑨その他会則に定めがない事項

第22条　役員以外の第三者の役員会への陪席

　　　　　会長が必要と判断する場合には第三者を役員会に陪席させるこ

とができる。

**第6章　　専門委員会について**

第23条　専門委員会について

専門委員長のもとに下記の専門委員会を置くことができる。

　　　　　①総務委員会

　　　　　②財務委員会

　　　　　③広報委員会

　　　　　④事業委員会

第24条　専門委員会の組織ならびに所掌事務について

　　　　　副委員長は本科修了後1年未満のものが務めるものとし、また

　　　　　各専門委員会における各委員は2名を上限とし本科修了後1年

　　　　　未満のものが務める。

　　　　　尚、各専門委員会の所掌事務/職務権限は「専門委員会所掌事

務」に定める。各専門委員会所掌事務/職務権限を見直した場合

には字句の読替え等を除き役員会に報告する。事後報告可。

**第7章　広報活動**

第25条　本会の活動を会員各位へ知らしめるための広報手段として、同窓

　　　　会ホームページを設けるとともに、会員各位への連絡手段として

メールマガジンを発行する。

担当部署は広報委員会とし、その業務の一部を役員会の承認を得

て外部専門業者に委託することができる。

第26条　ホームページ運営委員

　　　　広報委員会委員長はホームページの充実を図る為にその運営委員

　　　　を選任することができる。

**第8章　会計**

第27条　本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第28条　本会の運営は原則として入会金の収入によりこれを行う。

第29条　本会の入会金は1人5,000円とする。

第30条　財務委員長は半期ごとに役員会に財務状況を報告する。

第31条　財務委員長の支払権限限度額

　　　　　会務遂行に必要な経常的な支払いについては1件1万円を限度

に財務委員長に権限を委譲する。

尚、1件1万円以上の支払については会長の承認を要する。

**第9章　その他会計**

第32条　寄付金制度

　　　　　安定的な本会運営を継続する為に、新規会員獲得による入会

　　　　　金に加えて、寄付金制度を設ける。

　　　　　寄付金制度運営の担当部署は財務委員会とし、財務委員長を

　　　　　責任者とする。

　　　　　寄付金の使途については役員会の承認を得ることを条件とし

　　　　　財務委員長は半期ごとに寄付金の収支状況を役員会に報告す

　　　　　る。

第33条　バナー広告

　　　　　寄付金制度に加えて同窓会ホームページ上にバナー広告を受け

つける。担当部署は広報委員会とし、広報委員長はバナー広告

依頼者との契約状況、広告代金の回収状況を定期的に財務委員

長に報告するとともに、半期ごとに役員会に報告する。

**第10章　同好会・研究会**

第34条　同好会・研究会の設立ならびに廃止

　　　　　同好会・研究会の設立は総務委員会経由申請し、役員会の承認

　　　　　をもって認可される。

　　　　　また、同好会・研究会の廃止は総務委員会経由申請し、役員会

　　　　　の承認をもって廃止することが出来る。

**第11章　雑則**

第35条　顧問

本科を修了した各期の同窓会会員の代表として顧問を設ける。

**附則**

本会則は2019年1月1日から施行する。

会則変更に伴う移行措置

　　　　会則変更に伴う移行措置として2019年度に限り下記の例外を認め

る。

①会則変更に伴う新体制への移行措置として、例外として副会長

については1年間、最大4名迄副会長選任を認める。

　　　　②会則の変更に伴う新体制への移行措置として専門委員会委員長

の任期は2年とする。

2009年4月 1日　制定

2011年5月20日　改定

2012年5月18日　改定

2013年5月17日　改定

2014年5月16日　改定

2017年5月26日　改定

2017年6月26日　改定

2019年1月 １日 改定